

令和5年度（公財）みずほ福祉助成財団の福祉車両及び車椅子贈呈候補者募集要領

1 事業内容

公益財団法人みずほ福祉助成財団では、障害児者の方々の福祉向上を目的として福祉施設に福祉車両（「みずほ号」）及び車椅子を贈呈する取組を行っており、令和5年度は静岡県内の福祉施設が対象となっています。

2 対象となる施設

(1) 福祉車両

設立後3年以上の非営利法人（社会福祉法人及び特定非営利活動法人）が運営する障害福祉サービス事業所とします。

なお、以下の場合には対象外となります。

- ・公共福祉施設
- ・法人格のない任意団体等
- ・老人ホーム
- ・介護事業所（介護、福祉タクシーを含む）
- ・営利法人及び個人

(2) 車椅子

社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業所とします。

なお、以下の場合には対象外となります。

- ・公共福祉施設
- ・法人格のない任意団体等
- ・老人ホーム
- ・介護事業所（介護、福祉タクシーを含む）
- ・営利法人及び個人
- ・特定の個人が占有して利用する場合

- ・公平性の観点から、各法人からの申込みは、(1)、(2)合わせて1施設（事業所）までとさせていただきます。
- ・政令指定都市（静岡市、浜松市）内にある施設（事業所）も申込みいただけます。

3 贈呈物

(1) 福祉車輛

- ア 一般的なワゴン、バン等を予定しており、各々標準的な普通車輛が贈呈されます（軽自動車は対象車輛とはなりません）。メーカーや車種等は財団に一任します。
- イ 車輛の用途としては、送迎用、就労用（就労事業所や農場等と施設（居住地）間の往来に際して、利用者の送迎や機材・作物等の運搬に利用するもの）とします。
- ウ 装備等に関する御希望は伺いますが、予算上の制約のため、限度額は325万円程度が目処となります。御希望に沿うことができない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- エ 任意保険の保険料及び特別なオプション品、付属品等を希望する場合は、贈呈先の負担となります。
- オ 贈呈される台数は、本県で1台です。

(2) 車椅子

- ア 「電動車椅子」、「自走式車椅子」、「小児用の自走式車椅子」のいずれかが対象で、申込みの際に希望する車種を選択いただきます。メーカーやタイプは財団に一任します。
- イ オプション品や付属品等に関しては、予算の範囲内で、販売店と相談になります。
- ウ 贈呈される台数は、本県で1～2台です。

4 公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦

推薦基準は次のとおりです。県において選考の上、福祉車輛については1者を、車椅子については1～2者を候補者として推薦します。

(1) 福祉車輛

- ア 車輛の用途が、障害児・者の送迎用または障害者の就労支援用であること
- イ 車輛導入の緊急性や必要性が高い障害児・者福祉施設であること
- ウ 安全運転管理態勢が構築・整備されている障害児・者福祉施設であること
- エ 車輛の維持・管理に必要な諸経費を負担可能な財務内容であること
- オ 本県における環境や現況に照らし、贈呈が相応しいと判断される障害児・者福祉施設であること。
- カ 上記「ア」から「オ」までにかかわらず、法人の役員等（会長、副会長、事務局長、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実

質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。)が次のいずれかに該当する者であるとき、また、次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していると認められるときは、推薦の対象としません。

- (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 車椅子

- ア 車椅子の導入について、必要度が高い施設であること
- イ 車椅子を日常的に有効に活用する施設であること
- ウ 車椅子の使用に際して、適切な指導者がいる施設であること
- エ 車椅子の維持管理態勢を構築できている施設であること
- オ 本県における環境や現況に照らし、贈呈が相応しいと判断される障害児・者福祉施設であること。
- カ 上記「ア」から「オ」までにかかわらず、法人の役員等(会長、副会長、事務局長、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。)が次のいずれかに該当する者であるとき、また、次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していると認められるときは、推薦の対象としません。
- (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 贈呈時期

令和5年11月～令和6年1月（予定）

6 提出書類一覧及び部数

「(1)申込書」及び「(8)参考記載事項」については、福祉車両用と車椅子用とで様式が分かれています。また、「(10)当該施設(法人)が定めている安全運転管理に係る規約」については、福祉車両の申込時のみ必要です。その他の様式は、福祉車両用と車椅子用で共通です。

- (1) 申込書(法人の印鑑を押印してください)
- (2) 定款(直近のもの)
- (3) 現在事項証明書の原本
(県への提出時点で取得から3か月以内のもの。写しは不可)
- (4) 役員等名簿(直近のもの)
- (5) 法人及び施設の概要が分かる資料(パンフレット・ホームページの印刷資料等)
- (6) 施設の今年度事業計画及び予算書
- (7) 法人全体及び施設の直近期決算書(貸借対照表、事業活動・資金収支計算書、財産目録)
- (8) 参考記載事項
- (9) 誓約書
- (10) 当該施設(法人)が定めている安全運転管理に係る規約(福祉車両の申込時のみ必要)

<提出部数>

(5)のみ5部、その他1部

7 募集期間及び申込先

(1) 募集期間

令和5年6月1日（木）～6月23日（金）（必着）

(2) 申込先（郵送または持参をお願いします）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県障害者政策課障害者政策班

電話：054-221-3599